

■ 2026年7月17日 公布（令和8年法律第56号）

令和8年改正個人情報保護法

「入口を開け、出口を強くする」— 定義・特例から執行・課徴金までの全体像と実務対応
2026年7月10日成立・同月17日公布（令和8年法律第56号）／衆参附帯決議（各14項目）を踏まえて

弁護士法人三宅法律事務所
弁護士 渡邊 雅之

2026年7月

※本資料は令和8年7月17日公布の改正法（令和8年法律第56号）に基づく。施行は一部を除き公布日から2年以内の政令指定日（先行施行：令和9年1月17日）。

本資料の構成

章	内容
第1章	改正総論 — 「入口を開け、出口を強くする」 大型改正の全体像
第2章	連絡可能個人関連情報（2条8項・31条の2）
第3章	統計作成等の規律（2条13項・30条の2・31条の3） — AI・データ利活用
第4章	特定生体個人情報（16条5項・21条の2・27条2項・35条7項8項）
第5章	本人同意の例外の見直しと第三者提供の新たな例外
第6章	委託を受けた事業者の規律（30条の3・58条の2）
第7章	16歳未満の者の保護（35条9項10項・40条の2・58条の3）
第8章	漏えい等本人通知・オプトアウト制度の見直し（26条2項・27条7項8項）
第9章	命令体系の再設計・課徴金制度・罰則の強化（148条以下・176条以下）
第10章	国会審議の総括・衆参附帯決議（各14項目） ※各章にも審議内容を織込み
第11章	附則・公布／施行スケジュール（令和8年法律第56号）・実務対応

★POINT

第2～6章が「入口」、第8・9章が「出口」。国会審議の論点・政府答弁は各章に織り込み、第10章で総括する。

PART

1

令和8年改正の全体像

2026年7月17日公布（令和8年法律第56号）—「入口を開け、出口を強くする」大型改正

改正の経緯と現在地

いわゆる「3年ごと見直し」（令和2年改正法附則10条）の集大成

- 令和5年11月以降の検討 → 令和6年6月の中間整理 → 令和6年12月25日の検討会報告書 → 令和8年1月9日の制度改正方針 → 法案提出。

立法スケジュール

- 2026年4月7日 閣議決定・国会提出（「個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案」）。
- 2026年5月21日 衆議院特別委員会で可決（附帯決議14項目）→ 5月26日衆議院本会議可決 → 7月10日参議院本会議で可決・成立 → 2026年7月17日 公布（令和8年法律第56号）（第10章）。
- 段階施行：公布日（2026年7月17日）を起算点として、原則は令和10年7月16日までの政令指定日、罰則関係等の一部は令和9年1月17日（公布後6か月）で先行施行。
- 個別論点の修正ではなく、定義から執行までを通貫して見直す改正。対象法令は個人情報法・番号法・次世代医療基盤法に及ぶ。
- 本資料の改正条番号は、公布された成立法（令和8年法律第56号）による。

★POINT

公布により施行期日の起算点が確定。猶予は長くないため、6か月先行施行部分から優先的に点検する。

改正の全体像 — 「入口を開け、出口を強くする」

利活用拡大 + 規律強化（セット）

入口：利活用ルートの整備

- 統計作成等の特例（2条13項・30条の2）
- 公開要配慮個人情報の取得特例
- 本人同意の例外の整理（相当の理由 等）
- 連絡可能個人関連情報の明確化

出口：規律・制裁の強化

- 特定生体個人情報の特則
- 委託先の直接義務（30条の3）
- 漏えい通知の見直し・オプトアウト引締め
- 命令の再設計・課徴金・罰則の強化

★POINT

利活用を広げる「入口」と、逸脱を抑える「出口」を同時に設計するのが令和8年改正の核。

改正法の全体構造（条番号の再編）

領域	主な改正・新設条文
定義の拡張	連絡可能個人関連情報（2条8項）／統計作成等（2条13項）／特定生体個人情報（16条5項）
義務規定の拡張	21条の2・30条の2・30条の3・31条の2・31条の3・35条7～10項・40条の2・58条の2・58条の3 等
匿名加工情報関係	43条～46条の2の拡張
監督・監視	報告・措置命令・課徴金・雑則を4目構成へ再編（148条以下）
罰則章	176条・178条～180条・186条の拡張・再配置

★POINT

条番号の再編自体が、定義・義務・執行・制裁を組み直す構造改正であることを示す。

本資料で扱う令和8年改正の6本柱 + α

改正項目	本資料での扱い
連絡可能個人関連情報（接触可能性への着目）	第2章
統計作成等の規律（AI・データ利活用の受け皿）	第3章
特定生体個人情報（顔特徴データ等の保護）	第4章
本人同意の例外・第三者提供の新たな例外	第5章
委託を受けた事業者の規律（クラウド・AI受託）	第6章
16歳未満の者の保護	第7章
漏えい等本人通知・オプトアウトの見直し	第8章
命令体系の再設計・課徴金制度・罰則の強化	第9章
国会審議の総括・衆参附帯決議（各14項目）	第10章
附則・施行スケジュール・実務対応	第11章

★POINT

国会審議の論点・政府答弁は各章の中で扱い、第10章で総括と附帯決議を整理する。

PART

2

連絡可能個人関連情報

保護法益を「識別」から「接触・働きかけ」へ拡張する新類型（2条8項・31条の2）

出発点 — 現行の個人関連情報（2条7項・31条）

- 個人関連情報＝生存する個人に関する情報で、個人情報・仮名加工情報・匿名加工情報のいずれにも該当しないもの（令和2年改正・2022年4月施行）。
 - 例：性別・年齢・職業等の属性、ウェブ閲覧履歴、位置情報、Cookie・広告ID等の行動履歴。

現行31条の規律

- 提供先がこれを個人データとして取得することが想定される場合、提供元は本人同意の確認等が必要。

現行法の限界

- 第31条は主として「提供先で個人データとして取得される場合」を捉える規律。
- 特定個人に連絡・接触・到達できる類型そのものを正面から規律する構造ではなかった。
- 電話番号・メールアドレス等が直ちに個人情報に当たらないと整理されると「比較的自由」と理解されがちだった。

★POINT

改正の「連絡可能個人関連情報」は、この個人関連情報の中から危険な類型を切り出す。

定義（2条8項） — 5つの記述等

- 「特定の個人に対する連絡その他の情報の伝達に利用できる記述等」を含む個人関連情報をいう。

対象となる記述等

- ① 住所等（1号）：住居・勤務先その他特定個人が所在し又は所在していた場所の所在地。郵便・信書便・電報の送達又は訪問に利用できるものに限る。
- ② 電話番号（2号）：電話又はFAX送信に利用できるものに限る。
- ③ 電子メールアドレス（3号）：電子メール送信に利用できるものに限る。
- ④ 電気通信設備の利用者等を識別する符号（4号）：電気通信を利用した情報伝達に利用できるもの（オンライン識別子等）。
- ⑤ その他委員会規則で定める記述等（5号）。
- これらが直接含まれていなくても、他の情報と容易に照合してこれらを特定できるものも対象に含まれる。

★POINT

識別可能性ではなく、接触可能性（連絡先を割り出せるか）に着目した定義。

定義のポイント ― 識別から接触への転換

- 「個人情報」ではなく「個人関連情報」の一類型として置かれる。直ちに個人情報と同じ規律を全面適用するのではなく、危険性の高いものを切り出す構造。

危険性の中心は、識別そのものではなく、接触・勧誘・送信・訪問・追跡の導線になること

- 住所：郵送・信書便・電報・訪問により現実世界で本人に接触する導線。
- 電話番号：詐欺・勧誘・取立て・嫌がらせの導線。
- メールアドレス：電子的勧誘・なりすまし接触の導線。

「電気通信設備を識別する符号」（4号）の意味

- デジタル時代の「連絡先」概念を取り込む規定。Cookie・広告ID・端末識別子・アカウント識別子等も「個人情報ではないから自由」とは整理しにくくなる（範囲は委員会規則・解釈に依存）。

★POINT

問題は情報単体のセンシティブ性ではなく、本人に到達できること自体である。

適用される規律の整理

規律	内容
現行31条（前提）	提供先で個人データとして取得が想定される場合の本人同意確認等。連絡可能個人関連情報にもまず前提としてわかり得る
改正31条の2（不適正利用の禁止）	違法・不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法による利用を禁止
改正31条の2（不正取得の禁止）	偽りその他不正の手段による取得を禁止
改正31条の3（統計作成等の提供特例）	第三者が統計作成等を行う目的で必要な場合の提供ルート（第3章参照）
監督・執行	勧告・命令（148条）／違反補助者への要請（148条の2）の対象となり得る

★POINT

現行31条に加えて、改正31条の2・31条の3が上乗せされると整理すると分かりやすい。

直ちには及ばない規律 ／ 法的意味

そのままでは直ちに及ばない規律（個人情報・個人データ向けの規律）

- 利用目的規制（17・18条）／要配慮個人情報の取得規制（20条2項）／漏えい等報告・本人通知（26条）。
- 第三者提供・オプトアウト（27～29条）／保有個人データの開示・訂正・利用停止等（33～40条）。
- → まずは個人関連情報としての位置付けを前提に、31条の2を中核に整理するのが基本。

法的意味 — 保護法益の拡張

- 実際の被害は、個人が識別されること自体よりも、詐欺・違法勧誘・送客・つきまとい等の接触行為から生じることが多い。
- 改正法は「個人に連絡できる情報」それ自体を危険な情報類型として法定したと評価できる。

★POINT

保護法益を「識別」から「接触・働きかけ」へ拡張する役割を持つ。

実務上の影響

営業リスト・見込み客リスト

- 電話番号・メールアドレス・所在地等を含むリストを「個人情報ではない」として自由に取得・利用・提供する整理がしにくくなる。

送客ビジネス・名簿流通

- 連絡先で第三者が本人に接触できるようにするビジネスは、違法・不当な行為を助長・誘発するおそれがないかを強く問われる。

スクレイピング・外部取得データ

- 公開情報からの収集でも、特定個人への連絡・伝達に使えるものは、利用・取得の適法性を慎重に検討。

オンライン識別子・デジタル広告／契約・社内ルール

- Cookie・広告ID等も今後の委員会規則次第で射程に。データ購入契約・送客契約・マージン委託契約・プラポリ・営業部門ルールの見直しが必要。

★POINT

「連絡先だから軽い情報」ではなく「本人に到達できるから危険性が高い情報」として管理する。

国会審議での議論 ― 連絡可能個人関連情報

参考人（保護に慎重な立場）の指摘

- 郵便を配達できる住所等は、そもそも「個人関連情報」ではなく「個人情報」として整理すべきではないか。
- 不適正利用・不正取得の禁止（31条の2）だけでなく、漏えい防止等の個人情報規律を課することが立法課題である。

政府の整理

- 個人情報該当性は容易照合性を含めて判断される。連絡可能個人関連情報は、個人関連情報のうち特に危険性の高い類型を切り出したものである。
- 提供先で個人データとして取得されることが想定される場合には、現行31条の確認義務が引き続きかかる。

実務上の含意

- 「個人情報ではない」ことを理由に連絡先データを自由に流通させる整理は、立法・解釈の両面から狭まっている。
- 営業リスト・送客DB・名簿購入は、個人情報に準ずるものとして管理する運用が安全側である。

★POINT

審議では「個人情報として扱うべきだ」との指摘まで出た。連絡先データの取扱い是一段引き上げる。

PART

3

統計作成等の規律（AI・データ利活用）

利活用面の中心概念 — 入口の特例と出口の拘束を一体で設計（2条13項・30条の2・31条の3）

定義（2条13項） — 5段階の絞り込み

- 統計の作成その他の方法により、大量の情報から、その構成要素に係る情報を抽出し、分類・比較その他の解析を行って、当該大量情報の傾向又は性質に係る情報を作成する行為をいう。

条文構造（5段階）

- ① 大量情報を対象 ② 要素情報の抽出・分類・比較・解析 ③ 傾向・性質に係る情報を作成
- ④ 個人に関する情報であるものを除く（個人別の結果は作らない）
- ⑤ 権利利益侵害のおそれが少ないものとして委員会規則で定めるものに限られる

括弧書による2つの限定

- 「個人に関する情報を除く」 = 個人別スコア・推薦・個別判断は対象外。「委員会規則で定めるもの」 = 最終的範囲は規則に委任。
- 「分析一般の自由化」ではなく、個人に戻らない低リスクの分析に限定する概念。

★POINT

統計情報生成のプロセス自体を「統計作成等」として正面から法定。

「統計作成等」の5要件 — OK／NG早見

要件	OK例	NG例
大量情報を対象	10万人分の購買傾向分析	1人の信用力判断
抽出・分類・比較・解析	年代別・地域別に分類	個人プロフィール作成
傾向・性質を作成	疾病傾向・消費傾向	個人の病歴推定
個人に関する情報を作らない	統計表・汎用AIモデル	個人スコア・個人評価
権利利益侵害のおそれが少ない	匿名的・統計的分析	差別・選別・勧誘目的

★POINT

「単なる集計」ではなく、5要件すべてを満たす低リスク分析に限定される。

AI開発の該当性 — 「AIなら何でもOK」 ではない

AI類型	評価
大量データから汎用的な傾向を学習するモデル開発	特例対象になり得る
個人ごとの健康リスクを推定し本人に表示するAI	慎重な検討が必要
採用候補者を個別スコアリングするAI	原則として特例対象外
個人の政治傾向・病歴・信用力を推定するAI	特例対象外又は高リスク

★POINT

統計作成等に「AI開発等」は含まれ得るが、工程・出力ごとに該当性を判断する。

第30条の2の全体像 — 入口・流通・出口管理の3トラック

① 取得（入口）

- 現に公開された要配慮個人情報を、公表を条件に本人同意なく取得できる（1～4項）。

② 提供（流通）

- 統計作成等目的に限り、双方の公表＋書面合意を条件に第三者提供できる（5～9項）。

③ 歯止め（出口管理）

- 目的外利用・再提供・越境を制限し、川下へのデータ拡散を遮断する（10～14項）。
- 「同意」に代えて「公表」を軸に、入口・流通・出口の3段で統計作成等の枠に閉じ込める制度。

★POINT

緩むのは「同意」だけ。出口（10項以下）はむしろ通常の提供より厳しい。

取得特例（1～4項）の三要素と「現に公開」の射程

取得特例（1項）が成立する三要素

- ① 目的限定：取扱目的の全部が統計作成等目的／提供目的であること。
- ② 現に公開：現に公開されている要配慮個人情報に限る。
- ③ 事前公表：事業者名・統計作成等の内容等を公表（＝“入場券”）。

「現に公開されている」の射程

- ○ 本人が公開プロフィールで公表した病歴・信条等／新聞記事・公開インタビュー掲載の要配慮情報。

対象外

- × 非公開DBから取得した情報／取得時点で非公開の情報／同内容でも非公開ルートから取得したもの。
- 判断基準は「取得時点で公開されていること」。三要素が揃って初めて20条2項の例外として取得可。

★POINT

「公開だから自由に使える」ではない。公開情報＋低リスク目的＋透明性が三位一体。

令和5年6月のOpenAIへの注意喚起との関係

- 個人情報保護委員会（個情委）は令和5年6月、OpenAIに対し法147条に基づく注意喚起を実施（現行20条2項を前提とした行為規範）。

注意喚起で示された遵守事項

- 本人同意なく要配慮個人情報を取得しない（法定例外を除く）。混入回避・収集後の即時減少・発覚時の削除/非識別化。
- 特定サイト等からの収集停止の要請・指示があれば、拒否する正当な理由がない限り従う。

改正後の整理

- 公開要配慮個人情報の「取得そのもの」は、取得特例の要件充足を条件に法定ルートで整理される。
- 混入回避・即時減少・発覚時削除・収集停止要請応諾の行為規範は改正後も運用指針として残る。

★POINT

特例は取得の法的根拠を与えるが、注意喚起の行為規範は運用指針として残る。

提供トラック（5項） — 第三者提供特例の要件

要件	内容
提供先	個人情報取扱事業者 又は 行政機関の長等（外国提供先は「基準適合体制」が必要）
目的	提供先の取扱目的の全部が統計作成等目的であること
公表（5項1号）	提供元・提供先双方の名称・統計作成等の内容等を公表
書面合意（5項2号）	「30条の2第5項に基づく提供」である旨を書面／電磁的記録で明記
提供後（6～9項）	提供先は継続公表（6項）・変更は双方事前公表（7・8項）・利用は公表範囲内（9項）
再提供	同特例で受けた情報の横流し（連鎖）は不可

★POINT

委託と違い「第三者提供」だが本人同意は不要。公表（1号）＋書面合意（2号）がセット要件。

出口管理 — 「4つのブレーキ」 （10～14項）

本人同意なしで取得・提供した情報を「統計作成等の枠の外に出さない」

- ① 連鎖（再提供）の禁止：本条／31条の3で受領した情報は、再び本条の同意なし提供に使えない（5項ただし書）。
- ② 再提供の制限：受領した個人データ・個人関連情報の第三者提供は原則禁止（10・11項）。
- ③ 越境提供のルール：基準適合体制の外国第三者へは、相当措置の継続確保＋情報公表が必要（13項。28条3項は不適用）。
- ④ 安全管理等の準用：安全管理措置等（23～25条）・個人関連情報提供時（29条）を準用（14項）。
- A社→B社（受領OK）→C社へ本条で再提供は不可。川下へのデータ拡散を制度的に遮断する。

★POINT

入口で同意を緩める代わりに、出口は通常の第三者提供より強い歯止めがかかる。

改正法でも許されにくい処理（NGチェックリスト）

改正は規律の「緩和」ではなく「ルートの追加」。個人単位処理の禁止等は維持

- X 同一本人の複数サービス横断の名寄せ
- X 個人別の頻度・スコア・評価の作成
- X 自社独自DBとの本人単位の突合
- X 少数セルで個人・店舗・企業が推知される粒度の出力
- X AI学習・自社サービス改善目的での再利用、公表義務を欠く特例運用
- 「統計」「AI」という名称ではなく、個人単位に戻る処理かどうかで判断する。

★POINT

特例ルートに乗っても、個人単位処理・名寄せ・横展開は引き続き許されにくい。

委託構成 vs 特例提供 — 構造比較

観点	委託構成（27条5項1号）	特例提供（30条の2第5項）
提供先の位置	第三者に該当しない	第三者（同意の例外）
監督義務（25条）	あり	なし
公表・合意義務	不要	必要（双方向）
範囲制限・再提供禁止	契約ベース	法令で直接

★POINT 「25条が外れる代わりに双方向の公表・合意義務が新設」 = 負担の付替え。

政府答弁で確定した特例の射程（衆議院・令和8年5月12日）

誰が使えるか

- 地方自治体が統計作成等の目的で、公開されていない病歴情報（氏名入り）を本人同意なく取得することは可能である（担当大臣答弁）。
- 国・企業・個人事業主も同様に、要配慮個人情報の特例による第三者提供の対象となり得る。行政機関への提供も可能である。

何が使えるか

- 「統計作成等」にはAI開発が含まれる（政府参考人答弁）。
- 提供を受けられる個人情報の範囲にあらかじめ制限は設けず、提供時の加工も義務づけない。氏名・端末識別番号・緯度経度・時刻・病歴入り疫学情報等の生データでも、特定個人との対応関係が排斥された統計情報等を作成する場合は特例の対象となる。

歯止め

- 提供元・提供先の双方が目的を公表する前提であり、目的外の閲覧（いわゆる「ちらっと見る」行為）は目的外利用として法律違反となる。
- 他方、公表を見つけたというだけでは、本人が提供元に対して「自分の情報を使うな」と拒否できるわけではない（担当大臣答弁）。

★POINT

「対象は広い、しかし目的で縛る」。特例の適法性は、公表と目的限定の運用でしか担保されない。

PETsの重畳的適用 — 4段階のガードレール

PETsの組合せによる多層的な保護が、安全管理措置及び「復元防止のために必要かつ適切な措置」の中核となることが想定される。

STEP 1 提供前	STEP 2 学習時	STEP 3 出力時	STEP 4 事後対応
- 氏名・住所等の削除 - 匿名加工・仮名化 - 不要項目の洗出し	- 差分プライバシー - 秘密計算（秘匿計算） - 連合学習	- AIによる個人情報の検知・遮断 - 機微情報の遮断	- アンラーニング - 再識別リスクの検証 - 復元防止措置の点検

★POINT

単独ではなく重畳的に組み合わせることが、再識別・漏えいリスクの低減にとって重要と指摘された。

PART

4

特定生体個人情報

顔特徴データ等 — 見えにくく取り返しのつかない生体識別情報の特則（16条5項ほか）

現行法の状況と定義（16条5項）

現行法の状況

- 「特定生体個人情報」の類型はなく、生体情報は一般的な個人情報規律の適用にとどまっていた。
- 顔特徴データのテンプレートの扱いが実務上分かりにくく、専用の保護ルールがなかった。

定義（特定生体個人識別符号を含む個人情報）

- ① 身体の一部の特徴に係る情報であること
- ② 特別の技術・多額の費用を要しない方法で取得可能であること
- ③ 取得されていることを本人が容易に認識できない（政令で定める）こと
- ④ それを変換した識別符号であること（⑤ その符号を含む個人情報であること）
- 中心的に想定されるのは顔特徴データ。生体情報一般ではなく、見えにくく取り返しのつかない生体識別情報を狙い撃ち。

★POINT

本人が気付きにくい形で比較的容易に取得される身体特徴情報を変換した識別符号を含む個人情報。

適用される規律 — 三本柱＋経過措置

規律	内容
① 取扱時の周知義務（21条の2）	事業者名・住所・代表者・特定生体個人情報を取り扱う旨・利用目的・身体特徴情報の内容・開示等請求 手続等を、あらかじめ通知又は容易知得状態に
② オプトアウト第三者提供の禁止（27条2項）	オプトアウトで提供できる個人データから明示的に除外。提供は本人同意又は法定例外に限定
③ 利用停止等請求権の拡張（35条7項・8項）	本人は一定の場合を除き利用停止等・第三者提供停止を請求可。理由ありと判明したら遅滞なく対応
経過措置（附則4条）	施行前の通知・同意が新法相当なら、みなし規定あり

★POINT

周知義務・オプトアウト禁止・利用停止等請求権という三本柱の特則がかかる。

実装上の論点 ― 掲示・停止請求・「照合パラドックス」

周知の実効性

- 「顔認証使用中」といった抽象的掲示のみでは、21条の2の周知水準を満たさない。氏名・住所・代表者・利用目的・身体特徴情報の内容・開示等請求手続まで示す必要がある。
- カメラ設置施設の入口等への掲示を委員会規則で求める方針が示されている（衆議院附帯決議第9項）。

利用停止等請求の実装

- 本人が停止請求するには、本人の顔データと事業者保有データの照合が必要となる「パラドックス」が国会審議で指摘された。
- 政府は、消去のための一時的な把握であり、他目的利用は禁止されると答弁（本章の国会審議スライド参照）。
- 実務上は、照合用データの取得・保管・削除のログを残し、目的外利用を技術的に遮断する設計が必要。

★POINT

「掲示すれば足りる」「請求されたら消す」では足りない。周知文言と停止フローを設計として作り込む。

国会審議での議論 ― 顔特徴データの規律範囲と例外

規律の範囲

- 顔特徴データとは、目・鼻・口等の特徴情報を、本人識別目的の装置・ソフトウェアで本人識別できるようにしたものという。単なる顔写真や本人識別しない画像は、特別規律ではなく通常の個人情報規律に服する（政府参考人答弁）。
- 本人識別を目的としない人流・混雑把握やスマートシティ実証は、特別規律の対象ではない。

周知と掲示

- 施設入口等での分かりやすい掲示を、委員会規則で求める方針。附帯決議第9項も、監視カメラ・センサー周辺への掲示の徹底を要請している。

捜査・安全保障との調整

- 法令に基づく取扱い、国の機関等の法令事務への協力等については、周知義務・利用停止等請求の例外を設ける。
- 民間監視カメラの顔認証データの捜査協力提供は、現行法の例外規定が維持されるため妨げられない。

「照合パラドックス」

- 利用停止請求のために本人の顔データと事業者保有データの照合が必要となる点について、政府は、消去のための一時的な把握であり他目的利用は禁止されると答弁（参議院でも同旨）。
- 参議院では、本人にとって請求のハードルが高く、実効性に乏しいとの批判が示された。

★POINT

「識別目的か否か」で規律の入口が決まる。掲示・停止対応・例外整理の3点を設計する。

PART

5

本人同意の例外の見直しと第三者提供の新たな例外

同意原則を維持しつつ、実務上必要な情報連携を明文化（18条3項・20条2項・27条1項）

見直しの全体像

- 見直し対象は、目的外利用（18条3項）・要配慮個人情報の取得（20条2項）・第三者提供（27条1項）の3場面。

見直しの3類型

- ① 生命・身体・財産保護、公衆衛生等の例外拡張（「相当の理由」の追加）。
- ② 「本人の意思に反しないことが明らかな場合」の新設。
- ③ 学術研究例外の再整理（学術研究機関等に病院等を明示／共同研究中心）。
- 改正の核心は「同意がなくてもよい場面」を広げること自体ではなく、必要な例外を実務に即して明確化すること。

★POINT

本人同意原則を放棄するものではない。必要な例外を明文化・整理し直す。

② 「本人の意思に反しないことが明らかな場合」の新設

- 対象：18条3項7号、20条2項7号、27条1項8号。
- 取得の状況からみて本人の意思に反しないため、本人の権利利益を害しないことが明らかな場合を、新たな同意例外として設ける。

想定される典型例（本人との契約履行に必要な情報連携）

- ホテル予約サイトから宿泊施設への予約者情報の提供。
- 金融機関による海外送金のための送金先金融機関への情報提供。

判断基準は本人の合理的期待

- 判断基準は事業者の都合ではなく本人の合理的期待。包括利用規約の片隅に書いてある程度では「明らか」とはいえない。
- 新設されるのは事業者に便利な例外ではなく、本人が通常予期する情報連携のための例外。

★POINT

予約・決済・送金・BPO処理など、本人が通常予期する契約履行型の情報連携を整理しやすくする。

金融実務における同意例外の活用 — 送金・決済・情報連携

- 根拠：27条1項8号（本人の意思に反しないことが明らか）・18条3項7号。本人が取引を依頼した時点で通常予期する契約履行型の情報連携が対象。
- 送金・決済・収納に伴う個人データの授受は、本人が依頼した取引の履行に必要不可欠で、通常予期される連携として、原則本人同意なく整理し得る（範囲は必要最小限）。

本人同意なく整理し得る典型例（金融取引）

- 海外送金：仕向・被仕向・中継（コルレス）銀行、送金ネットワーク（SWIFT等）への受取人情報の提供。犯収法・外為法に基づく本人確認・報告と整合的に運用。
- 国内為替・決済：口座振替、収納代行・決済代行、給与・年金振込、でんさい・手形交換等に伴う受取人情報の連携。

留意点 — 「明らか」の限界と越境移転

- 本人の合理的期待を超える利用（与信審査への転用、グループ内マーケティング、AI学習等）は本例外に乗らない。目的・範囲を必要最小限にとどめ、判断を記録する。
- 海外送金は越境移転（28条）を伴う。移転先国の制度・外国政府アクセスのリスク評価と、本人への情報提供・相当措置の確保を別途行う（統計特例による緩和はない）。

★POINT

「送金・決済のため必要」を万能の説明にしない。犯収法・外為法・越境移転規律と切り分け、範囲を必要最小限に限定して記録する。

実務で何が変わるか ― 3類型の使い分け

① 公衆衛生・児童保護・不正対策の情報共有（相当の理由）

- 現行法では、本人に接触可能であることから「同意取得困難」と言い切れず、情報共有をためらう場面があった。
- 改正後は「相当の理由があるとき」を含めて整理でき、特殊詐欺・不正利用情報の共有等について説明が容易になる。

② 契約履行型の情報連携（本人の意思に反しないことが明らか）

- 予約・決済・送金・BPO処理など、本人が通常予期する情報連携について、新たな同意例外で整理できる。
- 「便利だから」「業務効率のため」は理由にならない。取得の状況からみて本人の意思に反しないことが明らかであることが必要。

③ 学術研究例外

- 学術研究機関等に、病院その他の医療の提供を目的とする機関・団体が含まれることが明示される（16条9項）。共同研究の実質判定が重要。

★POINT

同意例外は「使いやすくなる」が、条文ごとに該当性を説明できる記録が必要になる。

国会審議での議論 ― 同意不要特例の拡大解釈への懸念

委員の問題意識

- 「契約の履行に必要不可欠」「本人の意思に反しないことが明らか」といった例外が、拡大解釈されないか。

政府答弁

- 具体的範囲は委員会規則で定める。事業者の身勝手な解釈で運用すれば法令違反となり、個人情報保護委員会が監視監督する。
- 本人同意なき第三者提供の例外には、要配慮個人情報も含まれる（政府参考人が明言）。
- 例として、療養を兼ねた旅行パッケージの予約等、サービスを享受するために当然にその情報が提供されなければならないと信じるに足りる十分な理由がある場合に限定される。個別判断であり、最終的には委員会が判断・執行する。

本人の救済

- 要件に該当しない同意なき第三者提供が行われた場合、本人は第三者提供停止等を請求でき、委員会による相談・あっせん、最終的には裁判で争うことになる。
- 附帯決議第7項は、恣意的判断・濫用の防止と、規則における具体的範囲・判断基準の明記を求めている。

★POINT

「必要不可欠」は事業者の自己申告では通らない。規則を待たずに社内の判断基準と記録を用意する。

PART

6

委託を受けた事業者の規律

委託先の直接義務（30条の3）と機械的受託処理の適用調整（58条の2）

委託規律見直しの背景 ― 委託先は「事務補助者」ではない

データ処理構造の変化

- クラウド・SaaS・BPO・AI開発受託・データ加工受託・コールセンター・物流／決済代行等、委託先が大量データを実質的に取り扱う時代になった。
- 受託データを、自社の分析・品質改善・AI学習・別サービス開発に独自利用する事案が問題化している。

現行法の限界

- 委託先は委託元と一体として扱われ、範囲外利用は委託元の監督義務（25条）を通じて間接的に規律されてきた。
- 委託先自身に対する「範囲を超えて取り扱ってはならない」という独立の直接義務は、法文上正面から置かれていなかった。
- 印字・封入・発送等の機械的処理では支障が小さかったが、委託先が裁量をもって取扱方法を決める場面が増えた。

★POINT

委託先を「独立したデータ取扱主体」として捉え直すのが、30条の3・58条の2の出発点。

委託先の範囲外利用禁止（30条の3） — 直接義務

- 第30条の3を新設し、委託先自身に「委託業務遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない」直接義務を課す。
 - 委託元の監督義務の反射として捉えられていた範囲外利用禁止を、委託先固有の法的義務として法文化。
 - 委託先は単なる補助者ではなく、自ら違法な取扱いを行い得る主体として捉え直される。
 - 例外は、法令に基づく場合や人命救助・災害救援等の限定的場面にとどまる。

問題となる典型場面

- 受託データを自社分析・品質向上・別サービス開発・汎用AI学習に転用する行為。
- 「サービス改善のため」「品質向上のため」という説明だけでは足りず、委託業務遂行に必要な範囲かが問われる。
- 受託データを汎用学習に使うなら委託では不十分。別の法的構成・契約・同意・提供ルートを検討が必要。

★POINT

「受託したから使える」のではなく「委託業務遂行に必要だから使える」へ整理が改められた。

委託先の独自利用が問題となる6類型

類型	具体例	評価
① 自社サービス改善	受託データを自社プロダクトの品質向上に利用	委託業務の遂行に必要な範囲外
② AI・モデル学習	受託データを汎用モデル・他案件向けモデルの学習に利用	同上（30条の3違反）
③ 横断分析	複数の委託元のデータを混合して分析	委託範囲外＋個票混合の問題
④ 別サービス開発	受託データを新規サービスの企画・検証に利用	委託範囲外
⑤ 営業支援	受託データから見込み客を抽出し自社営業に利用	委託範囲外＋目的外利用
⑥ 事業基盤への取込み	受託データをDB・分析モデル・業界知見として蓄積	実質的に第三者提供・目的外利用と評価され得る

★POINT

「品質向上のため」は万能の説明ではない。契約に独自利用禁止を具体的・網羅的に列挙する。

機械的・受動的受託処理への適用調整（58条の2）

- 第58条の2を新設し、取扱方法を自ら決定しない受託者には本法の一部規律を適用しない仕組みを導入。

適用調整の要件

- ① 委託契約で取扱方法として委員会規則で定める事項等が定められていること。
- ② 取扱いが委託業務遂行に必要な範囲内であること。
- ③ 実際の運用が契約どおりであること。

想定例

- 詳細指示に従ったデータ入力・印字・発送・スキャン・形式変換等、受託者が自ら処理内容を決めない処理。
- 単なる秘密保持条項や一般的善管注意義務条項では足りず、事故報告・取扱状況把握・権限管理・再委託条件等を含む具体的な契約設計が必要。
- 独自判断を伴う委託先には30条の3の直接義務、機械的受託者には58条の2の限定的適用調整、という二段構造。

★POINT

誰がどこまで取扱方法を決めているかに応じて規律を組み分ける方向へ進んだ。

いわゆる「クラウド例外」との関係

- クラウド例外＝外部事業者が契約上・運用上、保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合の整理。
 - この場合、第三者提供にも委託にも当たらないとする整理が個人情報委Q&A（Q7-53）で認められてきた（取り扱わない場合の安全管理措置はQ7-54）。
 - 前提は、外部事業者が当該データを「取り扱わない」状態が契約とアクセス制御により確保されていること。
- 2024年3月、現実に個人データを取り扱うクラウド事業者には規律が及ぶ旨の注意喚起が個人情報委からなされた。

改正後

- クラウド例外自体が消えるわけではないが、「取り扱わない」前提が維持できるかがより厳密に問われる。
- 委託先の範囲外利用禁止（30条の3）・機械的受託処理の適用調整（58条の2）・第三者提供・共同利用のいずれで整理するかを個別に検討する必要。
- API・SaaS型生成AIで入力・会話ログをモデル改善等に使う実務は、当然に受託処理の範囲に入るとは言いにくくなる。

★POINT

「クラウドだから当然例外」は通用しない。契約・技術的アクセス制御・運用実態の三面で可視化する。

生成AI・API／SaaSへの影響と「機械的受託」の限界

58条の2に乗りにくい類型

- API・SaaS型生成AIで、入力・会話ログをモデル改善や品質評価に用いる実務は、当然に受託処理の範囲に入るとはいえない。
- ログ分析・入力学習には受託者の独自判断が介在するため、「取扱方法を自ら決定しない」機械的・受動的処理には該当しにくい。

クラウド例外との関係

- クラウド例外（Q&A Q7-53）は、外部事業者が契約上・運用上、個人データを「取り扱わない」場合の整理。取扱いの実態がより厳密に問われる。
- 2024年3月には、現実に個人データを取り扱うクラウド事業者には規律が及ぶ旨の注意喚起がなされている。

契約実務

- 「取扱方法を誰がどこまで決めるか」を契約で明示する。秘密保持条項・目的外利用禁止条項のみでは足りない。
- 学習利用の可否（学習オプトアウト設定・データ保持の有無等）を、委託契約と利用規約の双方で確認する。

★POINT

生成AIベンダーは「単なる受託者」とは限らない。30条の3の直接義務を前提に契約を組み直す。

国会審議での議論 ― 海外クラウド・越境移転・外国事業者

委員の問題意識

- AI学習が海外クラウド上で行われる場合、外国当局にデータが強制接收されるのではないか。
- 外国政府のコントロール下にある事業者が、統計作成名目で大規模に個人情報収集し、本国のインテリジェンスや日本人のプロファイリングに転用しないか。

政府答弁

- 現行法の越境移転規律は、本特例によって緩和されない。
- 移転先国で外国政府アクセスのリスクがある場合、本人への情報提供と同意、又はリスクを管理できる契約・委託管理等が必要であり、安全管理措置を監督する。
- 統計作成等のみに利用されることは、公表・目的外利用禁止・違法第三者提供禁止・委員会規則上の措置・課徴金対象化で担保する。海外当局や国内の警察等との連携も含めて対処する。

実務

- 委託先・再委託先の所在国、データ保存先、外国政府アクセス法制の評価を、委託契約と越境移転の根拠整理に落とし込む。

★POINT

「クラウドだから委託」「国内リージョンだから安全」では説明にならない。移転先国の法制まで評価する。

PART

7

16歳未満の者の保護

利用停止等請求権の拡張・法定代理人への読替え・最善の利益の責務

全体像

16歳未満保護の枠組み（包括的な保護設計へ）

- 利用停止等請求権の拡張（35条9項・10項）。
- 法定代理人への読替え（40条の2）。
- 最善の利益の考慮義務（58条の3）。
- 既存同意・既存通知のみなし（附則5条・6条）。
- 番号法・次世代医療基盤法にも同趣旨の規律と経過措置が置かれる。

★POINT

未成年者保護は、個別対応から包括的な保護設計へ進む。

なぜ「16歳未満」か ― 立法理由と経過措置

16歳未満とした理由（国会審議における政府答弁）

- 民事訴訟法上の証人宣誓年齢（16歳）との整合。
- GDPRの基準（16歳を上限に、加盟国が13～16歳の範囲で設定）等の国際的動向。
- 現行ガイドライン（12～15歳程度は法定代理人の同意を得る必要があるとする運用）との整合と、より明確な線引きの要請。

経過措置（附則5条・6条）

- 施行前に取得した本人の同意・本人への通知が、新法の求める法定代理人の同意・通知に相当する場合には、みなし規定が置かれる。
- もっとも、みなし規定があっても、新法水準を満たすかの再評価が必要。番号法・次世代医療基盤法にも同趣旨の経過措置がある。

★POINT

年齢の線引きは制度上明確になった。既存サービスは「同意の取り直しの要否」を個別に判定する。

利用停止等請求権（35条9・10項）と法定代理人への読替え（40条の2）

利用停止等請求権の拡張（35条9項・10項）

- 事業の適正な実施に著しい支障がある場合等の例外を除き、保有個人データの利用停止等・第三者提供停止を請求できる。
- SNS・教育サービス・ゲーム・位置情報サービス・行動履歴分析等で特に重要。親権者同意の有無だけでなく、事後的に離脱できる権利として構成。

法定代理人への読替え（40条の2）

- 同意取得・通知・開示等請求・利用停止等請求その他の本人関与場面で、原則「本人」を「法定代理人」と読み替え。
- 利用規約・プラポリ・同意取得画面・問合せ窓口・開示等請求フロー・利用停止等請求フローを法定代理人対応で再設計する必要。
- オンラインでは、年齢把握をどこまで求めるか、不知の場合の扱い、年齢確認のための過剰取得回避が実務論点。

★POINT

「未成年者への配慮」から「法定代理人を相手方とする制度対応」へ明確化。

最善の利益の責務（58条の3）

- 16歳未満の者の個人情報等を取り扱うに当たり、本人の最善の利益を優先して考慮しなければならない。

解釈指針となり得る場面

- ダークパターン／長時間利用設計／依存誘発／過剰課金誘導／偏った推薦アルゴリズム等。
- 形式的同意の有無を超えた評価基準が導入される。
- 既存サービスでも、従前の本人同意・本人通知が附則上の法定代理人同意・通知のみなしに乗るかを再評価する必要。

★POINT

形式的同意ではなく、最善の利益が問われる。

実務上の影響 — 年齢確認・プロファイリング・DV事案

年齢確認の設計

- 16歳未満か否かを把握しない設計は、法定代理人読替え（40条の2）の履行を困難にする。
- 他方、年齢確認のために過剰な情報（身分証等）を取得することは、必要最小限の原則と緊張する。不知の場合の扱いも実務論点。

プロファイリング

- 親の所得と学業成績等を結び付けるプロファイリングによる差別的利用が、国会審議で問題とされた。
- 政府は、違法な差別を誘発するAIの開発・利用は現行法の不適正利用の禁止（19条）で捕捉され得ると説明。高精度プロファイリング規制は継続検討（附帯決議第5項）。

DV・虐待事案

- 加害親が法定代理人として同意し得るという構造的問題が指摘された。最善の利益（58条の3）の解釈で対応すべき場面。

★POINT

「法定代理人の同意があるから適法」では済まない。最善の利益の観点からの実質判断が求められる。

金融機関における未成年者対応の実務

口座開設・取引 — 法定代理人（親権者）対応

- 普通預金・こども向け口座・未成年の投資口座等では、親権者（法定代理人）を相手方として同意取得・開示等請求・利用停止等請求に対応する（40条の2）。
- 共同親権／単独親権、離婚・再婚による親権者の変更、施設入所児童等を確認するフローを、窓口・オンライン双方に整備する。

勧誘・広告 — 最善の利益（58条の3）

- 学資保険・教育ローン等の勧誘、アプリのプッシュ通知、ポイント・ゲーミフィケーション等は、依存誘発・過剰誘導の観点から見直す。
- 未成年へのターゲティング広告・行動履歴分析は、形式的同意があっても最善の利益に照らして可否と設計を判断し、判断過程を記録に残す。

DV・虐待／年齢確認

- 加害親が法定代理人として開示請求し得るため、開示可否・支店対応フロー・親権停止／喪失審判の確認を整備する。16歳未満の把握は40条の2履行の前提だが、確認のための過剰な情報取得は必要最小限原則と緊張する。

★POINT

窓口・アプリ・広告・開示請求の各フローを法定代理人前提で再設計し、最善の利益の判断を記録に残すことが要となる。

未成年者の年齢確認の方法 — チェックボックスで足りるか

法律上の建付け（詳細は今後のガイドライン）

- 改正法は年齢確認の具体的方法を定めていない。適切な方法はサービスの性質・取り扱う個人情報の状態・具体的事情に応じて異なり、考慮要素と具体例は委員会規則・ガイドラインで示される（政府答弁）。
- 16歳未満か否かの把握は、法定代理人読替え（40条の2）・最善の利益（58条の3）の履行の前提。他方、確認のための過剰な情報取得は必要最小限の原則（22条）と緊張し、不知の場合の扱いも論点となる。

チェックボックス（自己申告・表明保証）で足りるか

- 低リスクのサービスでは、生年月日の入力や年齢帯のチェックボックス等の簡易な自己申告が許容され得る（過度な負担を避ける趣旨。附帯決議も柔軟な手法を許容）。
- ただし形式的な表明保証は万能ではない。事業者が16歳未満と知り又は容易に知り得る場合、これに反するチェックのみを根拠に成人扱いはできない。要配慮情報・高リスクのプロファイリング・金融取引では、より確実な確認が求められ得る。

本人確認（犯収法）との関係

- 口座開設等で犯収法の取引時確認（本人特定事項に生年月日を含む）・eKYCを行う金融取引では、年齢は本人確認の一環として確実に把握でき、チェックボックスより確度が高い。本人確認を要しないサービス（アプリ・広告等）では生年月日を持たないため、年齢確認方法を別途設計し、目的外の過剰取得は避ける。

★POINT

「チェックを入れたから成人」では済まない。確認の確度はリスクに応じて変え、金融取引では犯収法の本人確認を活用する。

国会審議での議論 ― 年齢確認・法定代理人同意・差別的利用

年齢確認と法定代理人同意

- 一律の基準は難しく、サービスの性質・取り扱う個人情報の状態・具体的事情に応じて適切な方法は異なる。考慮要素と具体例をガイドラインで示す（政府参考人答弁）。
- 機微な内容や重大な影響がある場合はより丁寧な方法が求められる一方、子ども向けサービスが過度に萎縮しないバランスも必要（担当大臣答弁）。

DV・虐待事案

- 親権喪失・親権停止の審判があれば同意資格はないが、法定代理人である限り、法律上は子に代わって同意する権限を認める整理（政府参考人答弁）。

教育・保健データによる差別

- 保護者年収・虫歯・学力等の相関分析による差別が懸念された。違法な差別を誘発するおそれを予見しつつAIモデルを作成・公開することは違法となる（政府参考人答弁）。

参考人の指摘

- 子どもの頃の同意・提供について、成長後に消去できる権利が必要。取得時に適法だったことを理由に利用停止を拒める例外は広すぎるのではないか。

★POINT

附帯決議第8項は、こどもの最善の利益の最優先考慮と、教育・保育現場への周知徹底を求めている。

PART

8

漏えい等本人通知・オプトアウト制度の見直し

形式的な一律通知からリスク評価へ／名簿流通の引き締め

漏えい等発生時の本人通知義務の見直し（26条2項）

- 現行は、報告対象事態が生じた場合、通知困難な場合を除き原則として本人通知が必要であった。
- 改正後は、「権利利益保護に欠けるおそれが少ない場合」に、代替措置で通知を省略できる。
 - 形式的な一律通知から、実質的リスク評価に基づく通知判断へと転換。
 - 既存通知のみなし規定はなく、施行日以後の事案に新基準が適用される。

本人通知要否の判断要素

- 漏えい情報の性質／情報単体で生じ得る不利益／他情報との照合可能性。
- 漏えい先・誤送付先の属性／回収・削除・アクセス遮断の状況／本人に追加的防御行動を求める必要性。
- 低リスク例：内部識別子のみ／信頼できる取引先への誤送付で削除確認済み。
- 高リスク例：氏名・連絡先・ID・属性の組合せ／漏えい先不明／PW変更等の防御行動が必要。

★POINT

通知を省略するなら「保護に欠缺がない」と説明できる記録（リスク評価メモ）が必要。

本人通知の要否 — 判断のフロー（26条2項）

① 規則所定の報告対象事態に該当するか

② 本人への通知が困難な場合か（代替措置）

③ 権利利益保護に欠けるおそれが少ないか【新設】

少ない→代替措置で省略／いえない→本人通知

★POINT

省略するなら「保護に欠缺がない」と説明できるリスク評価メモを残す。判断者・判断時点・根拠を記録する。

漏えい対応実務の見直しポイント

- 通知要否の評価プロセスをインシデント対応フローに組み込む。
 - 情シスによる事実把握 → 法務による権利利益侵害評価 → 広報・顧客対応部門による通知・代替措置設計、の連携が重要。
- 通知省略時には、リスク評価メモや判断記録を保存する。
- 通知テンプレートや代替措置メニューの見直しも必要。
- 施行前から、漏えい類型の棚卸しを進めるべき。

★POINT

判断自体を説明できる体制が求められる。

オプトアウト制度の引き締め

改正項目	内容
① 提供先確認義務（27条7項）	オプトアウト提供時、提供元は提供先第三者の氏名・住所・代表者氏名・提供先での利用目的を事前確認。名簿流通・データブローカー業務に直接影響
② 虚偽回答禁止（27条8項）	確認を求められた提供先は虚偽回答してはならない。過料10万円以下（186条1号）。先行施行対象
③ 記録義務の強化（29条1項）	第三者提供記録に、提供年月日・提供先氏名等に加え、利用目的等の確認事項も追加。確認と記録はセット
特定生体の除外（27条2項）	特定生体個人情報とはオプトアウトで提供できる個人データから除外（第4章）

★POINT

「相手を見ない流通」は認められない。提供元のみならず提供先にも真実義務が課される。

オプトアウト — 実務対応と影響

- 名簿流通・データブローカー：提供元・提供先双方に義務が及び、相手を確認せず流通させるモデルは成立しにくくなる。
 - 外部リストの購入・利用：外部から購入したオプトアウト提供リストを利用する場合、取得元の適法性・オプトアウト届出の有無・提供元の確認事項への回答を点検する。
- 確認と記録の運用：27条7項の事前確認（提供先の氏名・住所・代表者・利用目的）と29条1項の記録をワンセットの業務フローとし、様式・保存期間を整備する。
- 特定生体の除外：顔特徴データ等はオプトアウトで第三者提供できない（27条2項）。届出対象データから除外する。
- 先行施行への対応：虚偽回答の禁止と過料（186条1号）は令和9年1月17日に先行施行。名簿を扱う取引先との契約・照会対応を前倒して整備する（附帯決議・衆参第11項は監視監督の徹底と闇名簿流用時の緊急命令等を要請）。

★POINT

提供元・提供先の双方に真実義務。名簿流通・外部リスト利用は、確認と記録の運用を施行前に整備する。

国会審議での議論 — 本人通知の緩和とオプトアウトの監督

本人通知義務の見直し

- 「漏えい時に本人へ通知せず、ホームページ公表だけで済むようになるのではないか」との懸念が示された。
- 政府は、緩和は「本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合」に限定され、具体的内容は委員会規則で定めると答弁。
- 事業者が恣意的に判断するのではなく、個人情報保護委員会への報告を通じて、通知すべきか判断できる仕組みであると説明した。
- 附帯決議第10項は、代替措置が恣意的・拡大解釈されないよう、具体的対象範囲・判断基準を規則で明記することを求めている。

オプトアウト届出事業者・いわゆる闇名簿

- 附帯決議第11項は、不適切な第三者提供を防ぐための監視監督の徹底と、重大違反への緊急命令・課徴金納付命令を躊躇なく発出することを求めている。
- 提供先確認義務（27条7項）・虚偽回答の過料（186条1号）は、この監督強化と一体で理解する。

★POINT

通知省略は「規則の枠内で、委員会への報告を経て」判断する。名簿流通には緊急命令・課徴金が予告されている。

PART

9

命令体系の再設計・課徴金制度・罰則の強化

「違反しても儲かる」構造を断つ — 「出口」の中核（148条以下・176～186条）

命令体系の再設計

① 本人保護命令への拡張（148条）

- 委員会の命令が違反是正にとどまらず、本人への通知・公表その他本人の権利利益保護に必要な措置まで対象に。
- 違法な第三者提供・大規模不正利用では、どの本人に・いつ・何を通知するかまで命令対象になり得る（適用関係は附則7条）。

② 違反補助者への要請（148条の2）

- 違反行為を補助する第三者（ホスティング・クラウド・プラットフォーム・データ流通インフラ等）に、中止のための必要措置を要請できる。
- 違反主体への命令だけではインフラを通じた違反継続を止めにくい現状への対応。要請だが実務上の重みは大きい。

★POINT

命令は「やめさせる」だけでなく「本人対応・公表」まで及び、周辺インフラにも波及する。

課徴金の基本構造 — 行政上の措置・利得剥奪型

法的性質

- 違反行為を処罰する刑罰ではなく、金銭的不利益を課す行政上の措置。目的は、違反行為から得られる経済的誘因を小さくし、悪質な違反行為を抑止することにある。
- したがって、すべての法違反に広くかかるのではなく、剥奪すべき違法な収益が観念できる違反類型に限定される。

課徴金額の考え方

- 対象行為又は対象行為をやめることの対価として得た金銭その他の財産上の利益の額を基礎とする。売上高の一定割合を課すタイプではない。
- 実務上は、どこまでが「対象行為により得た利益」かの立証・反証が最大の争点となる。

執行

- 海外事業者へは領事送達により納付命令書を送達し、国内財産があれば民事執行法等により執行。国内に財産がない場合は執行上のハードルが高いことも国会で認められた。

★POINT

利得剥奪型であるがゆえに、「違反で儲かる事業」ほど課徴金リスクが大きい。

課徴金の主な対象行為（148条の4関係）

対象行為	典型例
① 不適正利用禁止違反（19条）のうち、違法行為・不当な差別的取扱いを行うことが想定される第三者への提供等	差別・濫用に直結する第三者への提供・求めに応じた利用
② 不適正取得（20条1項違反）	偽りその他不正の手段による取得
③ 違法な第三者提供（27条1項違反）	本人同意なく個人データを第三者提供
④ 統計作成等特例違反	特例取得データを統計化せず第三者に販売／広告配信等のため目的外利用して利益を得る行為

★POINT

安全管理措置義務違反一般を広く対象とせず、違法収益が観念しやすい行為に重点を置く。

課徴金の成立要件（148条の4・5関係）

- 前提：法定の課徴金対象行為（148条の4）に当たること。

① 相当の注意を怠ったこと

- 対象行為があっても、防止のための「相当の注意を怠った者でない」と認められれば対象から除外。結果責任ではなく防止努力の欠如を要件とする。

② 本人の数が1,000人を超えること

- 少数・局所的な違反まで直ちに課徴金対象とする制度ではない。

③ 権利利益侵害の程度が大きい場合に当たらないこと

- 形式的違反や軽微な侵害ではなく、権利利益侵害の程度が大きい事案に重点。
- ①対象行為該当性 ②相当の注意欠如 ③1,000人超 ④侵害重大性 の複数要件で重大事案に限定。自動的に課される制度ではない。

★POINT

帰責性・大規模性・侵害重大性で絞り込まれた制度である。

「相当の注意」の意味と課徴金額の考え方

「相当の注意を怠ったこと」（148条の5）

- 対象行為があっても、当該行為を防止するための相当の注意を尽くしていたかが問題となる。
- 審査体制・契約統制・アクセス制御・教育・監査・目的外利用防止措置が判断要素になり得る。
- 相応の防止体制を整備していたことを説明できれば、課徴金対象から外れる余地がある。

課徴金額の考え方（148条の6以下） — 利得剥奪型

- 対象行為又は対象行為をやめることの対価として得た金銭その他の財産上の利益の額を基礎とする。
- 売上高の一定割合を課すタイプではなく、対象行為によって得た利益を吐き出させる構造。
- どこまでが対象行為と因果関係のある利益か、利益額をどう認定・推計するかが論点。

★POINT

課徴金は、違反の有無だけでなく防止努力の有無を見る、利得剥奪型の制度。

罰則の新旧比較（176条・178～180条・186条）

対象	改正前	改正後
不正提供・盗用（178条・179条）	1年以下の懲役／50万円以下の罰金	2年以下の拘禁刑／100万円以下の罰金
主観的要件の拡張（178条・179条）	「不正な利益を図る目的」	「本人その他の者に損害を加える目的」も追加
不正取得罪（180条・新設）	—（独立の処罰規定なし）	2年以下の拘禁刑／100万円以下の罰金
委員会の命令違反等（176条）	懲役刑を含む規定	法定刑の引上げ・拘禁刑への整理（公的／民間で同水準）
オプトアウト確認の虚偽回答（186条1号・新設）	—（過料なし）	10万円以下の過料（公布後6か月で先行施行）

★POINT

「だまして取る」段階から処罰される。退職者・委託先経由の持出しは実刑リスクを伴う水準になる。

課徴金の「スモールスタート」と団体訴訟（148条の3以下）

野党会派の批判

- 額が低く、対象も狭い。とりわけ安全管理措置義務違反（23条）が課徴金の対象行為に含まれていない点について、参議院で日本共産党の会派から強い不満が示された。
- 漏えい等の重大な結果は多くの場合、安全管理措置の不備から生ずる。これを対象から外すことは制度の抑止力を大きく損なうのではないか。目的外利用・要配慮個人情報の不正取得が対象外である点も、狭きに失する。

政府答弁

- 安全管理措置義務違反には、意図的・悪質な行為から過失的な違反まで様々な態様があり、その全てを一律に課徴金の対象とすることは、事業者に与える不利益の程度に照らして相当でない。削減されたコスト等を基礎とする課徴金額の算定も困難である。
- 初めての導入ゆえ「スモールスタート」にならざるを得ず、附則14条の3年ごと見直しを通じて水準・対象要件を検証する。

団体訴訟

- 団体による差止請求・被害回復制度は今回見送られ、既存の消費者団体制度との法的整理を継続するとされた。

★POINT

対象は「1,000人超」「権利利益侵害」等で限定される。統計作成等特例の違反も課徴金の対象となる。

国会審議での議論 ― 課徴金の水準・予見可能性・執行

金額算定と抑止力

- 「違反で得た額の吐き出し」では巨大企業への抑止力にならないのではないか、との批判。参考人からは、GDPRのような売上高連動型の検討も課題として示された。
- 政府は、大きすぎる課徴金は国内企業のデータ利活用を萎縮させる可能性があり、バランスが必要と答弁。安全管理措置違反で削減されたコスト等の具体的算定が難しいことも理由とされた。

予見可能性

- 「相当の注意」は、事業規模・情報の性質・量・取扱方法等に応じて個別判断されるが、考え方をガイドライン等で示す（政府参考人答弁）。

報道・表現の自由

- 課徴金が報道・表現活動を萎縮させないよう要件を明確化し、具体的な当てはめをガイドラインで示す。報道機関が報道目的で個人情報扱う場合の適用除外は尊重される。

海外事業者への執行

- 領事送達により納付命令書を送達し、国内財産があれば民事執行法等により執行する。国内に財産がない場合は執行上のハードルが高いことも率直に認められた。委員会の人員拡充・外国当局との執行協力に対応する。

★POINT

附帯決議は、運用の透明性と実効的抑止（第12項）、団体訴訟・被害回復制度の検討継続（第13項）、委員会の人員・予算充実（第14項）を求める。

提供元の責任と課徴金（参議院・令和8年6月17日）

設例

- 提供元が、提供先から「統計作成等特例の範囲内のAI開発に用いる」との説明を受けて契約したが、提供先が実際には個人プロファイルの作成や検索可能なAIに用いていた場合、提供元も課徴金の対象となるか。

政府答弁（個人情報保護委員会事務局長）

- 個別判断としつつ、提供元が「相当の注意」を尽くしていれば、提供元の責任は認められず、課徴金の対象外となる可能性が高い。
- 他方、提供先の説明を単に鵜呑みにしただけでは、注意を払ったとはいえず、課徴金の対象となり得る。

実務対応

- 提供先の宣言（利用目的・必要データ・体制・秘匿処理能力）を書面で受領し、審査した記録を残す。
- 契約に、利用範囲の限定・監査権限・違反時の是正／解除・報告義務を置き、提供後も公表内容と実際の取扱いの整合を定期的に確認する。

★POINT

提供元の免責は「契約の文言」ではなく「審査した記録」で決まる。

PART

10

国会審議の総括と附帯決議

衆参特別委員会の総括・衆参附帯決議（各14項目）の比較分析と実務対応（成立：2026年7月10日／公布：2026年7月17日・令和8年法律第56号）

令和8年改正個人情報保護法 ― 公布

2026.7.17 公布

令和8年法律第56号／成立 2026.7.10（参）・2026.5.26（衆）

- 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」は、令和8年5月26日衆議院・7月10日参議院本会議で可決されて成立し、令和8年7月17日に公布された（令和8年法律第56号）。
- 個人情報保護法のほか、番号法・次世代医療基盤法にも及ぶ大型改正（いわゆる3年ごと見直しの集大成）。
- 公布により施行期日の起算点が確定。先行施行は令和9年1月17日、本体施行は令和10年7月16日までの政令指定日。
- 条番号は成立により確定した（本資料の条番号は成立法に基づく）。

★POINT

「成立法」から「公布法」へ。施行期日が確定し、衆参各14項目の附帯決議が委員会規則・ガイドラインを先取りする最重要資料となる。

衆参附帯決議の比較 ― 骨格は共通、参院で具体化

論点	衆議院	参議院の追加・強化点
意見反映（1項）	関係者から聴取し透明性・予見可能性を確保	「幅広く聴取した意見を的確に反映」と表現を強化
統計の解釈（2・3項）	再識別防止措置・概念の狭隘化の防止	AIモデル等による識別・要配慮の推知リスクの勘案を明記
公表・監督（3項）	個人情報による状況把握・情報公表	外国企業を含む事業者のモニタリング・報告徴収を明記
要配慮（4項）	安全管理措置・委託先監督の徹底	重点監督化、医療分野GL改正、守秘義務・研究倫理指針との関係明確化、他法令の尊重
PETs（6項）	インセンティブの在り方の検討	技術動向の調査研究・事業者による積極活用促進を追加
同意不要の例外（7項）	範囲・判断基準の明記	「契約履行に必要なやむを得ない場合」を明示、必要最小限を明記
こども（8項）	最善の利益の最優先・柔軟な同意	「年齢その他の諸事情」の勘案を追加
特定生体（9項）	機器周辺への掲示	検知対象者が十分認識できる場所等への掲示を追加
課徴金（12項）	運用の透明性	将来の課徴金額の見直し・対象要件の継続検討を明記

★POINT

二院目・審議終盤ほど論点が積み上がる。参院決議は「宿題リスト」の完成形として、下位法令（規則・GL）を予告する。

衆参附帯決議の分析 ― 実務上重要な3点

① AIモデルによる推知リスクの明文化（参院第3項）

- 「基盤モデルの学習は匿名化ではない」との参考人指摘を受け、入力データの削除・仮名化にとどまらず、モデル出力からの再識別・推知可能性の検証を安全管理措置の一部として位置付ける必要がある。

② 要配慮個人情報の「重点監督」化と医療分野の別扱い（参院第4項）

- 要配慮を統計特例から除く修正案が否決された一方、法文で落とした歯止めを決議＋規則・ガイドラインに委ねる立法技術。医療・ヘルスケア・研究機関はガイドライン改正が最重要論点となる。

③ 見送られた制度の将来検討の明記

- プロファイリング規制（両院5項）・課徴金の対象/水準（参院12項）・団体差止/被害回復（両院13項）は、附則14条の3年ごと見直しに向けた継続検討課題として残る。

★POINT

参院決議は「宿題リスト」の完成形。委員会規則・ガイドラインの整備動向とパブリックコメントを注視する。

PART

11

附則・施行スケジュール・実務対応

6か月先行組と本体組を分けて、棚卸しから先行的に着手する

施行期日・経過措置・3年ごとに見直し

施行期日

- 原則施行（附則1条本文）：公布日（令和8年7月17日）から2年を超えない範囲＝令和10年7月16日までの政令指定日。
- 先行施行（附則1条3号）：罰則関係等の一部は令和9年1月17日（公布後6か月）。公布日施行（附則13・16条）・特別施行（附則17条）の部分もあり。

経過措置（みなし規定）

- 特定生体個人情報（附則4条）／16歳未満（附則5・6条）／命令の適用関係（附則7条）／課徴金（附則8条）／番号法・次世代医療基盤法（附則9～12条）。
- 他方、委託規律には個別みなし規定がなく、既存契約の棚卸しが必要。

3年ごとに見直し（附則14条）

- 施行後3年ごとに検討。国際動向・情報通信技術の進展・新産業の状況等を勘案。AI・子ども保護・生体情報・課徴金運用が今後の主要テーマ。
- みなし規定があっても、新法水準を満たすかの再評価が必要。「6か月組」と「本体組」を分けて準備する。

★POINT

今回の改正で終わりではなく、継続的見直しが前提である。

施行スケジュール（イメージ）



★POINT

段階施行。罰則関係等は公布後6か月で先行。「6か月組」と「本体組」を分けて準備する。

優先的に棚卸すべき6領域

領域	点検の視点
AI開発・分析・統計処理案件	統計作成等に乗るか／取得特例・公表・目的外利用禁止・再提供禁止
顔認証・映像分析・生体認証	周知（21条の2）／オプトアウト禁止／停止請求対応
子ども向け又は16歳未満を含み得るサービス	法定代理人対応／年齢把握／最善の利益
オプトアウト提供・営業リスト・周辺データ流通	提供先確認・記録（27条7・8項・29条）／連絡可能個人関連情報
受託処理・クラウド・BPO・分析委託	30条の3／58条の2／クラウド例外の前提維持
違反による利益が事業収益に直結し得る事業	課徴金リスク／相当の注意を示せる体制

★POINT

まずは棚卸しと可視化から始める。どの改正条項・経過措置の影響を受けるかを類型別に可視化する。

契約・ポリシー見直し / 組織体制整備

契約・外部公表文書の見直し（一体で行う）

- 委託契約：取扱方法決定者・二次利用条項・再委託・事故報告・監査権限。
- 共同研究契約：目的・共同性・成果物・利用範囲・再提供禁止。
- データ提供契約：オプトアウト確認・記録、統計作成等特例該当性。
- 利用規約・プラポリ：子ども向け説明・生体情報揭示・漏えい通知判断基準。

組織体制整備

- 法務・情報セキュリティ・事業部門・広報・顧客対応・経営陣の連携体制。
- 停止請求・本人通知命令・課徴金リスクに即応できる体制。インシデント対応フローへの通知要否評価の組み込み。
- 取締役会・経営会議への定期報告ルート。個人情報コンプラは経営テーマ。
- 公布により施行期日が確定（令和8年法律第56号）。棚卸し → 取得経路 → 文書 → 体制 の順で先行的に見直す。特に令和9年1月17日の先行施行部分を優先。

★POINT

今回の対応は、継続的なデータガバナンスの出発点である。

■ CONTACT

お問い合わせ

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

TEL 03-5288-1021（代表） ／ FAX 03-5288-1025

Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

※本資料は2026年7月17日公布の改正法（令和8年法律第56号）及び国会審議に基づく分析であり、一般的な情報提供を目的とするものです。
今後の委員会規則・ガイドライン等の整備状況を適宜ご確認ください。